

## 訪問介護利用料金表（重要事項説明書別表）（利用者負担 1割で表示）令和 6 年 4 月～

\* 要介護者対象

平常時間：午前 8 時から午後 5 時 5 9 分	夜間時間：午後 6 時から午後 9 時 5 9 分
早朝時間：午前 6 時から午前 7 時 5 9 分	深夜時間：現在、対応していません

それぞれのサービス利用料金は、次の通りになります。金額については、厚生労働省の定める金額となり介護保険改訂の際に金額が一部変更となる場合がありますのでご了承下さい。

### ☆身体介護

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
平常時間	179円/回	268円/回	426円/回	624円/回	714円/回
夜間時間	224円/回	336円/回	532円/回	780円/回	892円/回
2人介護員	359円/回	537円/回	851円/回	1,247円/回	1,428円/回
夜間早朝（2人）	449円/回	671円/回	1,065円/回	1,560円/回	1,785円/回

### ☆生活援助

	20分以上 45分未満	45分以上
平常時間	197円/回	242円/回
夜間早朝	246円/回	303円/回

### ☆複合援助

（身体1生活1）

（身体1生活2）

（身体2生活1）

	身体20分以上30分未満 生活20分以上45分未満	身体20分以上30分未満 生活45分以上70分未満	身体30分以上1時間未満 生活20分以上45分未満
平常時間	340円/回	411円/回	452円/回
夜間時間	425円/回	515円/回	565円/回

## 総合事業訪問介護（独自）サービス利用料

\* 要支援者対象

サービス 名称	サービスの内容	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）
訪問型独自サービス11 （1月につき）	週1回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援1・2）	1,176円	2,352円
訪問型独自サービス12 （1月につき）	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援1・2）	2,349円	4,698円
訪問型独自サービス13 （1月につき）	週2回を超える程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援2）	3,727円	7,454円
訪問型独自サービス21 （1回につき）	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287円	574円
訪問型独自サービス22 （1回につき）	生活援助が中心である場合 所要時間：20分以上45分未満の場合	179円	358円
訪問型独自サービス23 （1回につき）	生活援助が中心である場合 所要時間：20分以上 45分以上の場合	220円	440円
訪問型独自短時間サービス	短時間の身体介護が中心である場合	163円	326円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

\* 初回加算 200円（2割負担の方は400円）

\* 緊急時訪問加算 100円

\* 処遇改善加算 毎月の訪問介護利用総単位数×訪問介護加算率13.7%+特定処遇改善加算6.3%

\* 介護職員等ベースアップ等支援加算 毎月の訪問介護利用総単位数×2.4%

\* 生活機能向上連携加算（1月につき）100円（2割負担の方は200円）

## 共生型居宅介護（障害ホームヘルプ）利用料

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円	311円
	1時間30分以上15分増すごとに加算	350円	35円

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000円	100円	1回につき(1月2回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

※利用の中止、変更、追加

※ ○ 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更をすることが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

※ ○ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出された場合、取り消し料として下記の料金をお支払い頂きます。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	サービス時間に関係なく450円

※ ☆ 早朝、夜間、深夜に関しては、上記のキャンセル料に割増料金が加算されます。

※ ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

※ ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

※上記の料金は、ヘルパーの件数相当の設定です。

※ ○ サービスの追加の申し出に対しては、サービスの実施3日前までに、事業所に連絡するか担当の支援相談員に相談ください。